

一般社団法人 静岡県バスケットボール協会
旅費交通費および日手当等の規程

(目 的)

第1条 この規程は、本会の用務に従事する役員等に対して移動に要する旅費、日当等の支給について必要な事項を定める。

(役 員)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、職員等である。

(旅費等の支給の範囲)

第3条 役員等が本会の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。

- 2 役員以外のものが、本会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費を支給することができる。

(鉄道を利用した場合の旅費等の計算)

第4条 鉄道を利用した場合の旅費等の支給は以下の区分に従う。

- 1 県内については従事者の居住地の最寄り駅と目的地の最寄り駅間の往復鉄道旅客普通運賃に市内交通費700円を加えた額を支給する。
(100円未満切り上げ)。但し、加えた額が1,000円未満の場合は、1,000円を支給する。
- 2 従事者の居住地と目的地が同一市内の場合は市内交通費1,000円のみ支給する。但し、公共交通機関を利用し、往復1,000円以上かかる場合には、実費を支払うことができる。
- 3 居住地から最寄り駅までのバス代、または目的地から最寄り駅までのバス代が片道500円以上かかる場合は実費を支給する。(100円未満切り上げ) この場合、市内交通費700円は支給しない。
- 4 鉄道利用の場合で、片道距離が80km以上の地区については、JR新幹線自由席特急料金を加給する。但し、特急料金の領収書の添付を必要とする。また協会理事会交通費については、富士以东及び掛川以西は、片道距離が80km未満の場合であっても、JR新幹線自由席特急料金を加給する。(100円未満切り上げ) 但し、特急料金の領収書の添付を必要とする。
- 5 目的地が県外の場合、鉄道旅客普通運賃と指定席特急料金に市内交通費500円を加給する。(500円未満は500円に切り上げ、501円以上1,000円未満は1,000円に切り上げ)
- 6 開催時間および開催場所、荷物運搬等の合理的理由があると主催者が判断した場合

は、タクシー及び自家用車の使用を認め実費を支給する。ただし、タクシー利用の場合は領収書の添付を必要とする。

7 この条文における鉄道とは、県内の場合 JR 東海道線、東海道新幹線、伊東線、御殿場線、身延線、飯田線の各線、伊豆急線、駿豆鉄道、大井川鉄道、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道を言い、岳南鉄道および静岡鉄道はバスと同じ扱いとする。

8 何らかの理由により発着地が居住地以外である場合、正当な理由があればこれを認める。

(自家用車を利用した場合の旅費等の計算)

第 5 条 自家用車を利用した場合の旅費は、1km あたり 37 円を距離数に乗じた金額を支給することができる。(100 円未満切り上げ) 距離数とは、自宅から目的地までの距離とする。(マップアプリにより合理的な道筋における距離) 同乗者については、支給しない。

(宿泊費)

第 6 条

1 宿泊費は A 地域上限 1 泊 12,000 円、A 地域以外上限 9,000 円の実費支給とする。領収書の添付を必要とする。

(A 地域 東京 千葉 埼玉 神奈川 大阪 京都 愛知 福岡 沖縄 北海道)

2 前項の規定にかかわらず、特別な事由により規定の金額を上回る宿泊料を徴する宿舎を手配せざるを得ない場合は、予め専務理事の承認を得て、これを認める。

(日当・謝金)

第 7 条

1 協会主催の会議・講習会・試合等において、交通費実費を補填するため別表 1 により日当を支給する。日当を支払った場合、食糧費は支給しない。

2 協会主催の試合・講習会等において、別表 2 により謝金を支給することができる。

3 宿泊を伴う出張をする場合、1,000 円の宿泊日当を加給する。

4 リモート会議に参加した役員に、日当 1,000 円を支払う

(食料費)

第 8 条 協会主催の試合・講習会等において、役員・審判員・オフィシャル員に昼食を支給する場合、1 食 1,000 円を上限とする。

(旅費日当手当の調整)

第 9 条

- 1 旅程、用務の状況その他により上記規定の適用が困難な場合は、専務理事に相談の上、別段の取り扱いをすることができる。
- 2 交通費、宿泊料の全部又は一部について他から補助される場合は、本会の旅費規定により計算される額との差額を支給する。
- 3 この規定に定めのない事項に関しては、専務理事がその都度決定し支給する。

(改 廃)

第10条 本規定の改廃は、理事会の審議によりこれを行う。

附則

1. 平成29年7月12日施行
2. 平成30年2月7日改正（平成30年4月1日施行）
3. 2019年2月13日改正（2019年4月1日施行）
4. 2020年3月27日改正（2020年4月1日施行）
5. 2021年3月15日改正（2021年4月1日施行）
6. 2024年12月14日改訂（2025年4月1日施行）

<別表1>

日当	5時間未満（会場での拘束時間）	1,000円
	5時間以上11時間未満	2,000円
	11時間以上	3,000円

<別表2>

審判謝金	S級審判	5,000円
	A級審判	4,000円
	B級審判	3,000円
	C・D・E級審判	1,000円
	2試合目以降は1,000円とする。	

ただし、審判謝金を支給する場合、第7条1に定める日当は支給しない

TO謝金	ライセンス取得者	3,000円
	2試合目以降は1,000円とする。	
	ライセンス未取得者	1,000円

ただし、TO謝金を支給する場合、第7条1に定める日当は支給しない

補助役員	学生（チーム）	1 日	5, 0 0 0 円
講師謝金	講習会毎に定める額		